

1 ⑤ 憲法 96 条は、憲法改正の限界について言及してはいないものの、一定の限界があるものと解されている。例えば、憲法制定権の所在を変更するような改正や基本的人権の保障を否定するような内容の改正などは、憲法改正の限界を超えるものと一般的に考えられている。

2 ① 枝文は、改正前の行政不服審査法の規定である。異議申立て制度については、不服申立て先が不服審査手続の一方当事者たる処分庁等である等、審査請求と比べて客観的かつ公正な審理手続の保障が不十分であったことを理由に廃止され、不服申立ての種類が原則として審査請求に一元化された。

3 ④ 刑法 207 条は、「2 人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくても、共犯の例による。」と規定し、傷害致死罪への適用については言及していない。もっとも、判例は、傷害致死罪においても適用されるとしている（最判昭 26.9.20）。

4 ② 弁護士選任権者に関しては、刑訴法 30 条により、被疑者及び被告人のほか、それらの法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹が、弁護士を選任することができるものとされている。なお、法定代理人とは親権者及び後見人を指し、配偶者には内縁関係の者は含まれないとされている。

5 ③ 司法解剖後の遺体修復・遺体搬送に係る経費、被害直後における一時避難場所の確保に要する経費、自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費、性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する経費、診断書料、初診料、検案書料等を公費負担する制度もある。

6 ⑤ この種事案については、加害行為が再開する可能性が高いので、被害者連絡等により事案の継続的な把握に努め、特異な状況を把握した場合には本部対処体制に報告するなど、組織的対応を図る必要がある。

7 ④ たとえ相談者の落ち度に起因する相談事案であっても、差別的な取扱いをしてはならず、公平、親切、迅速に対応する。

8 ③ 実際のところ、役所に出向中の生活安全部門出身の警察官が提供した風評レベルの情報が検挙に繋がった事例もあり、他部門と連携して情報収集の裾野を広げることは、極めて重要である。そのためにも、日頃から組織として端緒情報の入手に関する意識を高めておかなければならない。

9 ① 「停止させ」（道交法 58 条の 2）とは、停止するよう命じることであり、物理的強制力を行使して停止させることはできない。もっとも、停止命令に従わない場合は、罰則（同法 119 条 1 項 3 号の 3）が適用される。

10 ② 初冬の、穏やかで暖かい春に似た日和が続く頃をいう。